

# お知らせ

## 受益者負担金の徴収猶予を受けられている方へ (吉井地域)

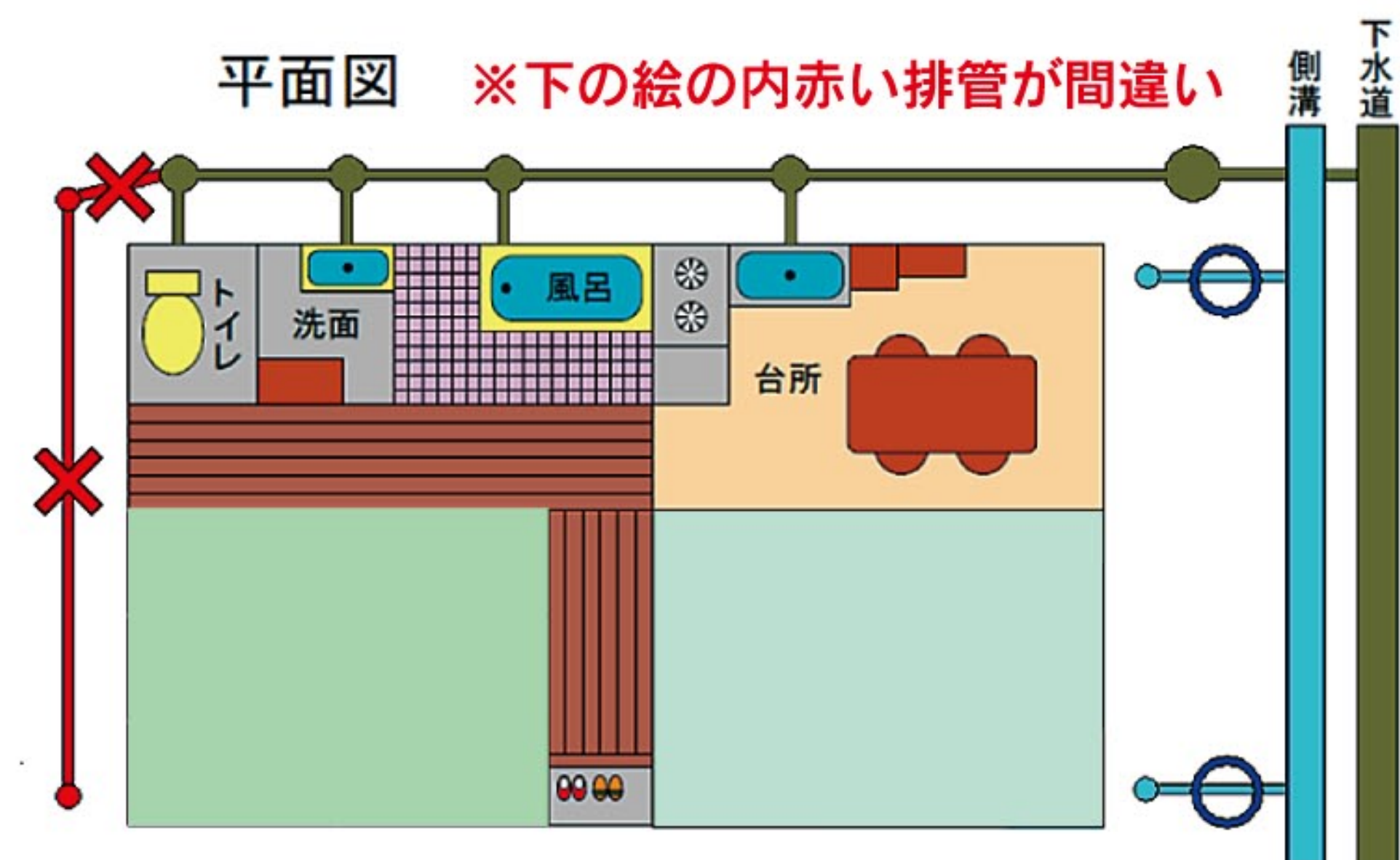
吉井地域における受益者負担金の徴収猶予を受けられている土地の受益者（所有者）が、売買や死亡等により変更になった場合は下水道事業受益者変更申告書を提出して下さい。特に相続等により新所有者となった場合は必ず、下水道事業受益者変更申告書を提出して下さい。

下水道事業受益者変更申告書が提出されないで受益者負担金の徴収猶予事由が消滅した場合、従前の受益者が受益者負担金の納付義務者になることがありますのでご注意ください。

●問い合わせ先……吉井上下水道事務所（電話387-3108）

## 雨樋が下水道に間違っつながっていませんか？

高崎市の下水道は、高崎駅を中心にした一部のエリアを除き、ほとんどが汚水と雨水を別々に流す分流式下水道です。分流式下水道の汚水管は家庭の台所やトイレ等からの汚水を下水処理場へ送るためのもので、雨が汚水管へ混入すると下水道に大きな負担がかかってしまいます。そのため、あなたの家の雨樋が誤って下水道につながっていないかどうか、ご確認をお願いします。



●問い合わせ先……下水道局維持管理課（電話321-1290）

## ビル、マンションなどの水道施設の管理について

### 1. 受水槽管理

ビルやマンションなどの高い建物に設置されている受水槽は、建物所有者に管理責任があります。所有者（または管理者）は、居住者の方へ安全な水を供給できるよう日頃の維持管理を適切に行ってください。

### 2. 子メーターの交換

マンション所有者によって水道メーター（子メーター）が設置されている場合、メーターは有効期限が8年と計量法で定められていますので、期限内に交換をしていただくようお願いします。また、親メーターは水道局の貸与メーターですので、水道局が交換します。

### 3. 直結給水の勧め

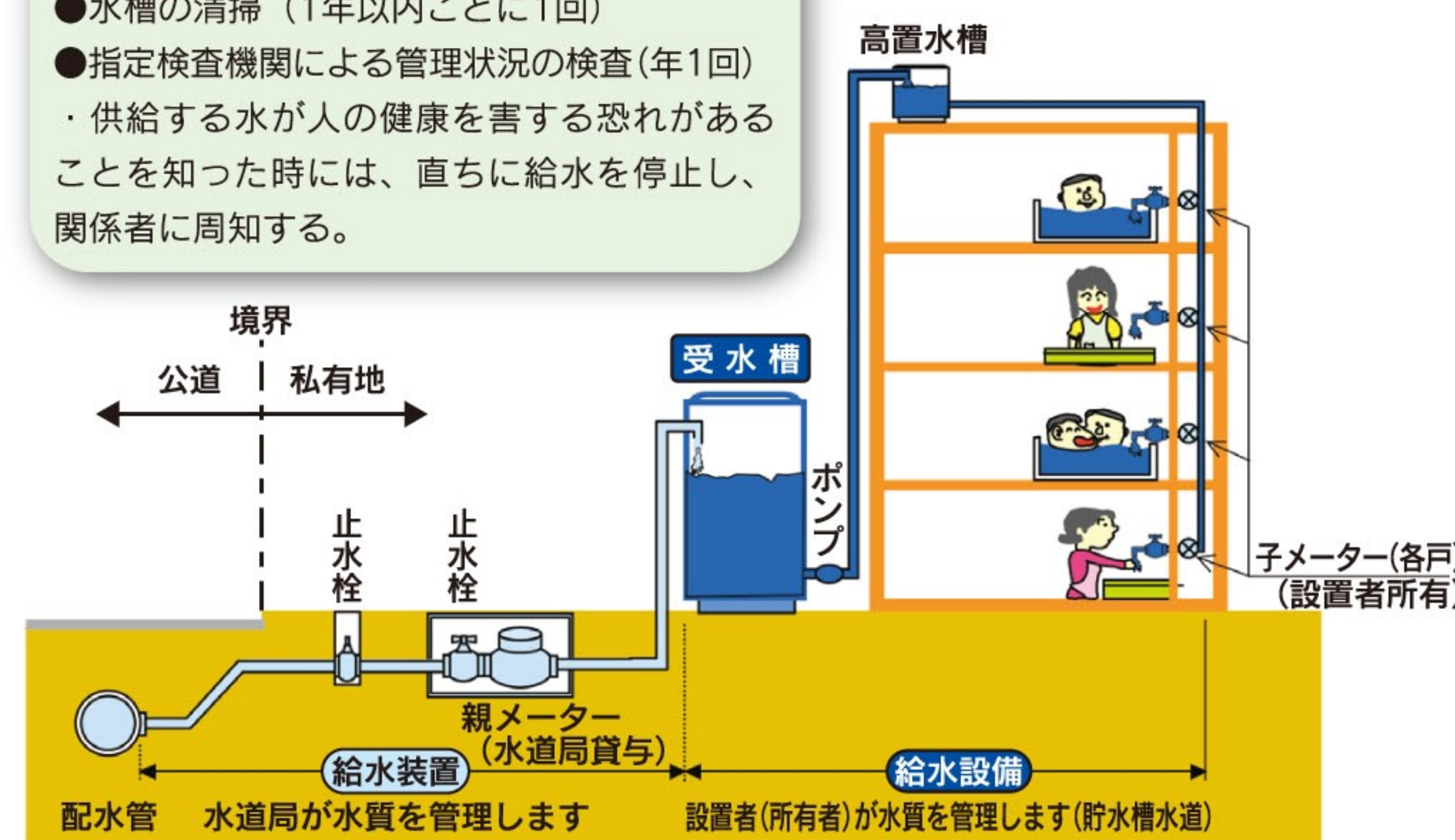
水道局では、受水槽管理の負担を解消するため、水道局の定める基準を満たす建物については、直接水道水を供給する直結直圧式（4階までの建物）、直結増圧式（5階～10階程度）の導入をお勧めしています。



高崎市水道局および下水道局では、宮城県、福島県、茨城県、千葉県等の被災地へ職員を計8名、派遣しました。現在は千葉県浦安市からの支援要請を受け、職員2名を派遣し、災害復旧活動に従事しています。今後も被災地および関係官公庁と連携をとりながら、継続的に支援活動を展開していきます。



- 貯水槽水道の管理（設置者の管理責任）
- 水槽の点検、汚染防止処置の実施（日常）  
(必要に応じ水質検査の実施)
  - 水槽の清掃（1年以内ごとに1回）
  - 指定検査機関による管理状況の検査（年1回）  
・供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知った時には、直ちに給水を停止し、関係者に周知する。



給水装置及び給水設備はお客様の所有です。日頃から適正な管理をしてください。

●問い合わせ先……水道局料金課給水担当（電話321-1285）

# 水のめぐみ

Vol.34 2012/2/15

## 大型雨水幹線の整備

下水道局では雨による浸水等の災害から街を守り、安全で安心な住環境をつくるため、雨水幹線の整備を進めています。写真は矢中町において雨水幹線を工事している様子です。この幹線は中居町や矢中町等の浸水被害を軽減するため、平成11年から整備を進めてきたもので、下流から4.8kmが完成し、平成23年4月より供用開始しています。

編集・発行  
高崎市水道局・下水道局  
高崎市高松町35番地1  
電話 027-321-1282

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/suidou/index.htm>